

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は7件であった。

環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの提出意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表1 動物（コウモリ類）に関する意見

No	一般の意見	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	本意見書の内容については、集約・要約をいたしません。
2	1. 10-1-4-14 や 10-1-4-82 等で数回記載されている「コホンドテングコウモリ」とはどのようなコウモリなのか、一般生態等を記載すること。	申し訳ございません。「コホンドテングコウモリ」は記載ミスです。正しくは「コテングコウモリ」です。
3	2. 捕獲されたコウモリ類の性別及び年齢を記載すること。	現地調査で捕獲されたコウモリ類の性別及び年齢につきましては、評価書に記載いたします。
4	3. 高高度自動録音の調査結果から客観的にバットストライクの発生を予測したことは評価される。	評価頂きありがとうございます。
5	4. さらに高高度自動録音の調査結果に基づき、環境保全措置としてフェザリング等を実施することは評価される。	評価頂きありがとうございます。
6	5. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い（同定及び死骸の保管方法）等について協議を行う必要がある。	事後調査の実施前に、コウモリ類の専門家にヒアリングすることを検討させていただきます。
7	6. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。	貴重なご意見ありがとうございます。評価書および事後調査報告書の環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）での常時閲覧につきましては、今後検討させていただきます。